

大和市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行	
(許可の申請等)	(許可の申請等)	
第2条 略	第2条 略	
2・3 略	2・3 略	
<u>4 条例第3条第3項に規定する許可期間が1年を超えるものの当該許可期間の終期は、月の末日とする。</u>	<u>4 略</u>	
5 略		
(特定屋外広告物安全管理者の設置基準)	(特定屋外広告物安全管理者の設置基準)	
第11条 条例第14条の特定屋外広告物安全管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。	第11条 条例第14条の特定屋外広告物安全管理者は、 <u>神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第32条第1項各号</u> のいずれかに該当する者でなければならない。	
(1) <u>屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第10条第2項第3号イの試験に合格した者</u>		
(2) <u>法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者</u>		
(3) <u>広告美術仕上げに關し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者</u>		
(4) <u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士である者</u>		
(5) <u>前各号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者</u>		
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）	
広告物の種類等	許可地域区分	基準
建築	略	

物の 壁面 を利 用す るも の	壁面に直 接表 示し、 物件 を設 置し、 又は <u>投影して</u> 表示する もの	第1種許可地 域	<p>1 略</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とすること。<u>ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあっては、この限りでない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>投影して表示しないこと。</u></p>	壁面に直 接表 示し、 <u>又は</u> 物件を設 置するも の	第1種許可地 域	<p>1 略</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とし、かつ建築物の2階窓下以下とすること。</p> <p>3～5</p>
	第2種許可地 域	<p>1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、10平方メートル又は当該壁面の面積の20分の1のいずれか大きい面積以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とすること（懸垂装置のある広告幕を除く。）。<u>ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあっては、この限りでない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>投影して表示しないこと。</u></p>	第2種許可地 域	<p>1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、10平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とし、かつ建築物の2階窓下以下とすること（懸垂装置のある広告幕を除く。）。</p> <p>3～5 略</p>		
	第3種許可地 域	<p>1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、20平方メートル又は当該壁面の面積の10分の1のいずれか大きい面積以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p>	第3種許可地 域	<p>1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、20平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p>		

		<p>すること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とすること（懸垂装置のある広告幕を除く。）。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあっては、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>		<p>2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ建築物の3階窓下以下とすること（懸垂装置のある広告幕を除く。）。</p> <p>3～5 略</p>
第4種許可地域及び第5種許可地域		<p>1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、30平方メートル又は当該壁面の面積の10分の1のいずれか大きい面積以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とすること（懸垂装置のある広告幕を除く。）。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあっては、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	第4種許可地域及び第5種許可地域	<p>1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、30平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ建築物の3階窓下以下とすること（懸垂装置のある広告幕を除く。）。</p> <p>3～5 略</p>
略				略
広告塔、広告板等	広告塔及び広告板	<p>第1種許可地域</p> <p>略</p>	第1種許可地域	略
		<p>第2種許可地域</p> <p>1～3 略</p> <p>4 道路上にある場合（前項に該</p>	第2種許可地域	1～3 略

	<p>当する場合を除く。) は、下端は、地上4.7メートル(歩道上にあっては、地上3メートル)以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。</p>		
第3種許可地域	<p>1～3 略</p> <p>4 道路上にある場合 (前項に該当する場合を除く。) は、下端は、地上4.7メートル(歩道上にあっては、地上3メートル)以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。</p>	第3種許可地域	1～3 略
第4種許可地域及び第5種許可地域	<p>1～3 略</p> <p>4 道路上にある場合 (前項に該当する場合を除く。) は、下端は、地上4.7メートル(歩道上にあっては、地上3メートル)以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。</p>	第4種許可地域及び第5種許可地域	1～3 略
バス停留	略	バス停留	略

<p>所の上屋 に直接表 示し、又 は物件を 設置する もの</p>	<p><u>電車の外面を利 用するもの</u></p> <p>すべての許可 地域</p> <p>1 発光し、蛍光素材を使用し、 又は反射効果を有するものは、 表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しな いこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方 法が、走行する地域の景観に配 慮したものであること。</p> <p>4 ラッピング広告物（広告を印 刷したラッピングフィルムを電 車、自動車等の外面に貼り付け ることにより表示する広告物を いう。以下同じ。）以外のもの は、次に掲げる基準に適合する こと。</p> <p>(1) 前面及び後面に表示する ものは、縦0.6メートル以下横 1メートル以下とし、それぞ れ1件以下とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、 1件につき縦0.6メートル以下 横3メートル以下とし、1の</p>	<p>所の上屋 に添かさ れる広告 板</p>	<p>電 車、 自動 車等 の外 面を 利 用 す る もの</p> <p>電車又は 路線バス の1の電 車、自動 車等につ いての表 示面積の 合計が 4.2平方 メートル 以内のも の</p> <p>すべての許可 地域</p> <p>1 表示の位置は、前面以外の外 面とすること。</p> <p>2 1の電車、自動車等について の表示面積の合計は、4.2平方メ ートル以下とすること。</p> <p>3 側面に表示するものは、1件 につき縦0.6メートル以下、横3 メートル以下とし、1の側面に についての表示面積の合計は、1.8 平方メートル以下とすること。</p> <p>4 後面に表示するものは、縦0.6 メートル以下、横1メートル以 下で1件とすること。</p> <p>5 広告車に表示する場合は、1 から4までの基準は、適用しな い。</p>
--	---	-------------------------------------	--

		<p><u>側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</u></p> <p><u>5 ラッピング広告物は、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内とすること。</u></p> <p><u>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</u></p>			
<u>路線バスの外面を利用するもの</u>	<u>すべての許可地域</u>	<p><u>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</u></p> <p><u>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</u></p> <p><u>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</u></p> <p><u>4 ラッピング広告物以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</u></p> <p><u>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下</u></p>	<u>電車又は路線バスの1の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの</u>	<u>すべての許可地域</u>	<p><u>1 電車における1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であることとし、当該電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。</u></p> <p><u>2 路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓から上部は、広告物の地色1色とすること。</u></p> <p><u>3 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。</u></p> <p><u>4 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告</u></p>

		<p><u>横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</u></p> <p><u>(3) 後面に表示し、又は設置するものは、縦0.6メートル以下横1メートル以下とし、1件以下とすること。</u></p> <p><u>5 ラッピング広告物は、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</u></p> <p><u>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</u></p>		<p><u>物は、表示できない。</u></p> <p><u>5 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。</u></p> <p><u>6 色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u></p> <p><u>7 電車又は路線バスは、条例第5条第6号の規定により指定された道路及び鉄道の線路用地を走行しないものであること。</u></p>
<p><u>電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの</u></p>	<p><u>すべての許可地域</u></p>	<p><u>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</u></p> <p><u>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</u></p> <p><u>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</u></p> <p><u>4 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</u></p> <p><u>5 側面に表示するものは、1件</u></p>		

		<p>につき縦0.6メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>6 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下横1メートル以下とし、1件以下とすること。</p> <p>7 <u>広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示する場合は、前3項の基準は適用しない。</u></p>			
標識柱（道路標識を除く。）及びバス停留所標識を利用するもの	略				
備考	<p>1 略</p> <p>2 ネオン照明、点滅照明、<u>動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置</u>は、第1種許可地域及び第2種許可地域にあっては設置できない。</p>				
標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの	略				
備考	<p>1 略</p> <p>2 ネオン照明、点滅照明<u>及び動光</u>は、第1種許可地域及び第2種許可地域にあっては設置できない。</p>				